

前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について（議案第 7 7 号）

職員課

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市職員の育児休業等に関する条例関係

部分休業の取得について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態（第 1 号部分休業）に加え、1 年につき 10 日を超えない範囲内の形態（第 2 号部分休業）が設けられ、職員はいずれかの形態を選択することができることとなることに伴い、条例に次のような規定を加える。

ア 部分休業の取得を申し出る単位期間（1 年の期間）は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

イ 職員が 1 年につき取得できる第 2 号部分休業の上限は、アの期間につき、常勤職員は 7 7 時間 30 分、非常勤職員は 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間とする。

(2) 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係

任命権者は、妊娠、出産等を申し出た職員又は 3 歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度、措置等について知らせるとともに、これらの利用に係る意向を確認するための措置を講じることとする。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日